【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（有価証券届出書の提出）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報がその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び第五項並びに第二十四条において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る届出をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第五十条の二第九項及び第百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項

２　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者

二　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者（前号に掲げる者を除く。）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち同項本文に規定する事項を記載したもの又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書（以下この条において「四半期報告書」という。）のうち第二十四条の四の七第一項に規定する事項を記載したもの若しくは半期報告書（第二十四条の五第一項に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

３　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

４　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所金融商品市場における取引状況等に関し内閣府令で定める基準に該当すること。

５　第一項から前項までの規定は、当該有価証券が特定有価証券である場合について準用する。この場合において、第一項中「有価証券の募集及び売出しを除く」とあるのは「有価証券の募集又は売出しに限る」と、「当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とあるのは「当該特定有価証券」と、同項第二号中「当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、第二項中「有価証券の募集又は売出しのうち」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出しのうち」と、同項第一号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、同項第二号中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出し」と、同項第三号中「同項本文」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項本文」と、「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と、「第二十四条の四の七第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と、「第二十四条の五第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

６　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（有価証券届出書の提出）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による有価証券の募集又は売出し（特定有価証券（その投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報がその発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業に関する情報である有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び第五項並びに第二十四条において同じ。）に係る有価証券の募集及び売出しを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る届出をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。　第五十条の二第九項及び第百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として総理府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項

２　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者

二　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者（前号に掲げる者を除く。）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項　に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち同項本文に規定する事項を記載したもの又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書（以下この条において「四半期報告書」という。）のうち第二十四条の四の七第一項に規定する事項を記載したもの若しくは半期報告書（第二十四条の五第一項　に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

３　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

４　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所金融商品市場における取引状況等に関し内閣府令で定める基準に該当すること。

５　第一項から前項までの規定は、当該有価証券が特定有価証券である場合について準用する。この場合において、第一項中「有価証券の募集及び売出しを除く」とあるのは「有価証券の募集又は売出しに限る」と、「当該有価証券（特定有価証券を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とあるのは「当該特定有価証券」と、同項第二号中「当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業」とあるのは「当該会社が行う資産の運用その他これに類似する事業に係る資産の経理の状況その他資産」と、第二項中「有価証券の募集又は売出しのうち」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出しのうち」と、同項第一号中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、同項第二号中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「特定有価証券に係る有価証券の募集又は売出し」と、同項第三号中「同項本文」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項本文」と、「第二十四条の四の七第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項若しくは第二項」と、「第二十四条の四の七第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の四の七第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と、「第二十四条の五第一項に規定する事項」とあるのは「第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

６　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

（改正前）

（新設）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第二十七条の二十三第三項第一号、第二十七条の二十四及び第百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として総理府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項

②　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者

二　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者（前号に掲げる者を除く。）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち第二十四条第一項本文に規定する事項を記載したもの又は半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

③　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

④　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所有価証券市場における取引状況等に関し内閣府令で定める基準に該当すること。

（５　新設）

⑤　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社（外国会社を含む。第二十七条の二十三第三項第一号、第二十七条の二十四及び第百五十六条の三第二項第三号を除き、以下同じ。）である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として総理府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項

②　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者

二　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者（前号に掲げる者を除く。）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち第二十四条第一項本文に規定する事項を記載したもの又は半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

③　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書　のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書　並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

④　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所有価証券市場における取引状況等に関し内閣府令で定める基準に該当すること。

⑤　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

（改正前）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として総理府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項

②　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者

二　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者（前号に掲げる者を除く。）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち第二十四条第一項本文に規定する事項を記載したもの又は半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

③　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書　のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書　並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

④　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所有価証券市場における取引状況等に関し内閣府令で定める基準に該当すること。

⑤　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として総理府令で定める要件に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項

②　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので内閣府令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者

二　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者（前号に掲げる者を除く。）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち第二十四条第一項本文に規定する事項を記載したもの又は半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

③　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書　のうち内閣府令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書　並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で内閣府令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

④　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所有価証券市場における取引状況等に関し内閣府令で定める基準に該当すること。

⑤　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて内閣府令で定めるものを添付しなければならない。

（改正前）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として大蔵省令で定める要件に該当する者（大蔵省令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

②　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので大蔵省令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして大蔵省令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者

二　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者（前号に掲げる者を除く。）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち第二十四条第一項本文に規定する事項を記載したもの又は半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

③　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書　のうち大蔵省令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書　並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で大蔵省令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

④　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所有価証券市場における取引状況等に関し大蔵省令で定める基準に該当すること。

⑤　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて大蔵省令で定めるものを添付しなければならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の商号、当該会社の属する企業集団（当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として大蔵省令で定める要件に該当する者（大蔵省令で定める会社その他の団体に限る。）の集団をいう。以下同じ。）及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

②　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのうち発行価額又は売出価額の総額が五億円未満のもので大蔵省令で定めるもの（第二十四条第二項において「少額募集等」という。）に関し、前項の届出書を提出しようとする者のうち次の各号のいずれにも該当しない者は、当該届出書に、同項第二号に掲げる事項のうち当該会社に係るものとして大蔵省令で定めるものを記載することにより、同号に掲げる事項の記載に代えることができる。

一　第二十四条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者

二　前条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき前項第二号に掲げる事項を記載した同項の届出書を提出した者（前号に掲げる者を除く。）

三　既に、有価証券報告書（第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち第二十四条第一項本文に規定する事項を記載したもの又は半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条及び第二十四条第二項において同じ。）のうち第二十四条の五第一項に規定する事項を記載したものを提出している者（前二号に掲げる者を除く。）

③　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書　のうち大蔵省令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書　並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で大蔵省令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

④　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所有価証券市場における取引状況等に関し大蔵省令で定める基準に該当すること。

⑤　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて大蔵省令で定めるものを添付しなければならない。

（改正前）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第百六十三条から第百六十七条までを除き、以下同じ。）又は発起人に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

（②　新設）

②　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書（第二十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち大蔵省令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、前項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で大蔵省令で定めるものを記載することにより、前項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

③　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第三項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が既に発行した有価証券の有価証券市場における取引状況等に関し大蔵省令で定める基準に該当すること。

④　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて大蔵省令で定めるものを添付しなければならない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第五条　前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第百六十三条から第百六十七条までを除き、以下同じ。）又は発起人に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

②　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書（第二十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）のうち大蔵省令で定めるものを提出している者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合には、前項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。）並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で大蔵省令で定めるものを記載することにより、前項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

③　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の五第三項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書のうち大蔵省令で定めるものを提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が既に発行した有価証券の有価証券市場における取引状況等に関し大蔵省令で定める基準に該当すること。

④　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて大蔵省令で定めるものを添付しなければならない。

（改正前）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第百六十三条から第百六十七条までを除き、以下同じ。）又は発起人に関する事項その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

②　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書を提出している者は、前条第一項の規定による届出をしようとする場合には、前項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で大蔵省令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

③　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、同項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書を提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が既に発行した有価証券の有価証券市場における取引状況等に関し大蔵省令で定める基準に該当すること。

④　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて大蔵省令で定めるものを添付しなければならない。

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第百六十三条から第百六十七条までを除き、以下同じ。）又は発起人に関する事項その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

（改正前）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第百八十八条から第百九十条の三までを除き、以下同じ。）又は発起人に関する事項その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一　当該募集又は売出しに関する事項

二　当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。第百八十八条から第百九十条の三までを除き、以下同じ。）又は発起人に関する事項その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める事項

②　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書を提出している者は、前条第一項の規定による届出をしようとする場合には、前項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書の写しをとじ込み、かつ、当該有価証券報告書提出後に生じた事実で大蔵省令で定めるものを記載することにより、同項第二号に掲げる事項の記載に代えることができる。

③　次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、大蔵省令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、同項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一　既に大蔵省令で定める期間継続して有価証券報告書を提出していること。

二　当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が既に発行した有価証券の有価証券市場における取引状況等に関し大蔵省令で定める基準に該当すること。

④　第一項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて大蔵省令で定めるものを添付しなければならない。

（改正前）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）又は発起人に関する事項、当該募集又は売出しに関する事項その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを記載した届出書三通を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、届出書に記載すべき事項のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

（②～③　新設）

②　前項の届出書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）又は発起人に関する事項、当該募集又は売出しに関する事項その他の事項で　公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを記載した届出書三通を大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、届出書に記載すべき事項のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

②　前項の届出書には、定款　その他の書類で　公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして認めて大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

（改正前）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）又は発起人に関する事項、当該有価証券に関する事項その他の事項で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを記載した届出書三通を大蔵大臣に提出しなければならない。（新設）

②　前項の届出書には、定款、目論見書その他の書類で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定めるところにより、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）又は発起人に関する事項、当該有価証券に関する事項その他の事項で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを記載した届出書三通を大蔵大臣に提出しなければならない。

（②　削除）

②　前項の届出書には、定款、目論見書その他の書類で大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

（④～⑥　削除）

（改正前）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　目的、商号及び資本又は出資に関する事項

二　本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所

三　当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、収支の状況その他事業の内容に関し重要な事項

四　役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の額面無額面の別、種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額

五　発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の額面無額面の別、種類及び数

六　当該有価証券の引受人の氏名又は名称及び住所

七　自己又は他人（仮設人を含む。）の名義を以て発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の額面無額面の別、種類及び数又は当該出資者の出資の額

八　当該有価証券の銘柄、額面無額面の別、券面額（当該有価証券が無額面株式である場合には、その発行価額）及び発行数株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利

九　当該有価証券の募集、売出又は募集若しくは売出の委託の条件

十　当該有価証券の引受人に支払う手数料、報酬その他の対価その他発行に関し会社が負担すべき費用の概算額

十一　当該有価証券の発行価額の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二　当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、額面無額面の別、券面額がある場合には券面額、発行数及び最近三事業年度末における価格

十三　役員その他の者（使用人を除く。）に対し届出前一年内において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四　当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五　発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六　現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額及びこれに対して与え又は与えた株式の額面無額面の別、種類及び数

十七　会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その価額及び譲渡人の氏名

十八　営業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九　その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める事項

二十　前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項

②　前項の届出書は、発起人又は役員（外国会社については、商法第四百七十九条第一項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならない。

③　第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　株式申込証又は社債申込証

三　目論見書

四　届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表

五　最近三事業年度の損益計算書

六　第一項第十八号に掲げる契約書の写

七　その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める書類

④　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、左に掲げる事項とする。

一　委託者及び受託者である会社の目的、商号及び資本の金額

二　委託者及び受託者である会社の本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三　委託者及び受託者である会社の役員の氏名及び住所

四　第一項第六号、第九号、第十号及び第二十号に掲げる事項

五　その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める事項

⑤　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に添附すべき書類は、第三項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる書類、投資信託約款及び大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるその他の書類とする。

⑥　外国会社が提出せる届出書については、大蔵省令で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、大蔵省令で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　目的、商号及び資本又は出資に関する事項

二　本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所

三　当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、収支の状況その他事業の内容に関し重要な事項

四　役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の額面無額面の別、種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額

五　発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の額面無額面の別、種類及び数

六　当該有価証券の引受人の氏名又は名称及び住所

七　自己又は他人（仮設人を含む。）の名義を以て発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の額面無額面の別、種類及び数又は当該出資者の出資の額

八　当該有価証券の銘柄、額面無額面の別、券面額（当該有価証券が無額面株式である場合には、その発行価額）及び発行数株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利

九　当該有価証券の募集、売出又は募集若しくは売出の委託の条件

十　当該有価証券の引受人に支払う手数料、報酬その他の対価その他発行に関し会社が負担すべき費用の概算額

十一　当該有価証券の発行価額の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二　当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、額面無額面の別、券面額がある場合には券面額、発行数及び最近三事業年度末における価格

十三　役員その他の者（使用人を除く。）に対し届出前一年内において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四　当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五　発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六　現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額及びこれに対して与え又は与えた株式の額面無額面の別、種類及び数

十七　会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その価額及び譲渡人の氏名

十八　営業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九　その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める事項

二十　前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項

②　前項の届出書は、発起人又は役員（外国会社については、商法第四百七十九条第一項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならない。

③　第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　株式申込証又は社債申込証

三　目論見書

四　届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表

五　最近三事業年度の損益計算書

六　第一項第十八号に掲げる契約書の写

七　その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める書類

④　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、左に掲げる事項とする。

一　委託者及び受託者である会社の目的、商号及び資本の金額

二　委託者及び受託者である会社の本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三　委託者及び受託者である会社の役員の氏名及び住所

四　第一項第六号、第九号、第十号及び第二十号に掲げる事項

五　その他大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定める事項

⑤　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に添附すべき書類は、第三項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる書類、投資信託約款及び大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて大蔵省令で定めるその他の書類とする。

⑥　外国会社が提出せる届出書については、大蔵省令で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

（改正前）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、証券取引委員会規則で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的、商号及び資本又は出資に関する事項

二　本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所

三　当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、収支の状況その他事業の内容に関し重要な事項

四　役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の額面無額面の別、種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額

五　発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の額面無額面の別、種類及び数

六　当該有価証券の引受人の氏名又は名称及び住所

七　自己又は他人（仮設人を含む。）の名義を以て発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の額面無額面の別、種類及び数又は当該出資者の出資の額

八　当該有価証券の銘柄、額面無額面の別、券面額（当該有価証券が無額面株式である場合には、その発行価額）及び発行数株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利

九　当該有価証券の募集、売出又は募集若しくは売出の委託の条件

十　当該有価証券の引受人に支払う手数料、報酬その他の対価その他発行に関し会社が負担すべき費用の概算額

十一　当該有価証券の発行価額の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二　当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、額面無額面の別、券面額がある場合には券面額、発行数及び最近三事業年度末における価格

十三　役員その他の者（使用人を除く。）に対し届出前一年内において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四　当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五　発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六　現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額及びこれに対して与え又は与えた株式の額面無額面の別、種類及び数

十七　会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その価額及び譲渡人の氏名

十八　営業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

二十　前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項

②　前項の届出書は、発起人又は役員（外国会社については、商法第四百七十九条第一項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならない。

③　第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　株式申込証又は社債申込証

三　目論見書

四　届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表

五　最近三事業年度の損益計算書

六　第一項第十八号に掲げる契約書の写

七　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める書類

④　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、左に掲げる事項とする。

一　委託者及び受託者である会社の目的、商号及び資本の金額

二　委託者及び受託者である会社の本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三　委託者及び受託者である会社の役員の氏名及び住所

四　第一項第六号、第九号、第十号及び第二十号に掲げる事項

五　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

⑤　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に添附すべき書類は、第三項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる書類、投資信託約款及び証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定めるその他の書類とする。

⑥　外国会社が提出せる届出書については、証券取引委員会規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】

（改正後）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、証券取引委員会規則で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的、商号及び資本又は出資に関する事項

二　本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所

三　当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、収支の状況その他事業の内容に関し重要な事項

四　役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の額面無額面の別、種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額

五　発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の額面無額面の別、種類及び数

六　当該有価証券の引受人の氏名又は名称及び住所

七　自己又は他人（仮設人を含む。）の名義を以て発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の額面無額面の別、種類及び数又は当該出資者の出資の額

八　当該有価証券の銘柄、額面無額面の別、券面額（当該有価証券が無額面株式である場合には、その発行価額）及び発行数株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利

九　当該有価証券の募集、売出又は募集若しくは売出の委託の条件

十　当該有価証券の引受人に支払う手数料、報酬その他の対価その他発行に関し会社が負担すべき費用の概算額

十一　当該有価証券の発行価額の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二　当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、額面無額面の別、券面額がある場合には券面額、発行数及び最近三事業年度末における価格

十三　役員その他の者（使用人を除く。）に対し届出前一年内において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四　当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五　発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六　現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額及びこれに対して与え又は与えた株式の額面無額面の別、種類及び数

十七　会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その価額及び譲渡人の氏名

十八　営業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

二十　前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項

②　前項の届出書は、発起人又は役員（外国会社については、商法第四百七十九条第一項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならない。

（改正前）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、証券取引委員会規則で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的、商号及び資本又は出資に関する事項

二　本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所

三　当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、収支の状況その他事業の内容に関し重要な事項

四　役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額

五　発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の種類及び数

六　当該有価証券の引受人の氏名又は名称及び住所

七　自己又は他人（仮設人を含む。）の名義を以て資本金額（出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。）の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し、又は出資をしている株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の種類及び数又は当該出資者の出資の額

八　当該有価証券の銘柄、券面額及び発行数株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利

九　当該有価証券の募集、売出又は募集若しくは売出の委託の条件

十　当該有価証券の引受人に支払う手数料、報酬その他の対価その他発行に関し会社が負担すべき費用の概算額

十一　当該有価証券の発行価額の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二　当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、券面額、発行数及び最近三事業年度末における価格

十三　役員その他の者（使用人を除く。）に対し届出前一年内において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四　当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五　発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六　現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額及びこれに対して与え又は与えた株式の種類及び数

十七　会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その価額及び譲渡人の氏名

十八　営業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

二十　前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項

②　前項の届出書は、発起人又は役員（外国会社については、商法第四百七十九条第二項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならない。

【昭和26年6月4日 法律第198号】

（改正後）

③　第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　株式申込証又は社債申込証

三　目論見書

四　届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表

五　最近三事業年度の損益計算書

六　第一項第十八号に掲げる契約書の写

七　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める書類

④　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、左に掲げる事項とする。

一　委託者及び受託者である会社の目的、商号及び資本の金額

二　委託者及び受託者である会社の本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三　委託者及び受託者である会社の役員の氏名及び住所

四　第一項第六号、第九号、第十号及び第二十号に掲げる事項

五　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

⑤　投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する届出書に添附すべき書類は、第三項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる書類、投資信託約款及び証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定めるその他の書類とする。

⑥　外国会社が提出せる届出書については、証券取引委員会規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

（改正前）

③　第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　株式申込証又は社債申込証

三　目論見書

四　届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表

五　最近三事業年度の損益計算書

六　第一項第十八号に掲げる契約書の写

七　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める書類

（④～⑤　新設）

④　外国会社が提出せる届出書については、証券取引委員会規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、証券取引委員会規則で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的、商号及び資本又は出資に関する事項

二　本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所

三　当該会社及びその事業の沿革、生産、販売その他営業の状況、資産及び負債の状況、収支の状況その他事業の内容に関し重要な事項

四　役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額

五　発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の種類及び数

六　当該有価証券の引受人の氏名又は名称及び住所

七　自己又は他人（仮設人を含む。）の名義を以て資本金額（出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。）の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し、又は出資をしている株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の種類及び数又は当該出資者の出資の額

八　当該有価証券の銘柄、券面額及び発行数株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利

九　当該有価証券の募集、売出又は募集若しくは売出の委託の条件

十　当該有価証券の引受人に支払う手数料、報酬その他の対価その他発行に関し会社が負担すべき費用の概算額

十一　当該有価証券の発行価額の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二　当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、券面額、発行数及び最近三事業年度末における価格

十三　役員その他の者（使用人を除く。）に対し届出前一年内において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四　当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五　発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六　現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額及びこれに対して与え又は与えた株式の種類及び数

十七　会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その価額及び譲渡人の氏名

十八　営業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

二十　前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項

②　前項の届出書は、発起人又は役員（外国会社については、商法第四百七十九条第二項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならない。

③　第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　株式申込証又は社債申込証

三　目論見書

四　届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表

五　最近三事業年度の損益計算書

六　第一項第十八号に掲げる契約書の写

七　その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める書類

④　外国会社が提出せる届出書については、証券取引委員会規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

（改正前）

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、証券取引委員会規則で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的、商号及び資本又は出資に関する事項

二　本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所

三　事業

四　役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額

五　発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の種類及び数

六　当該有価証券の引受人の氏名又は名称及び住所

七　自己又は他人（仮設人を含む。）の名義を以て資本金額（出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。）の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し、又は出資をしている株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の種類及び数又は当該出資者の出資の額

八　当該有価証券の銘柄、券面額及び発行数株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利

九　当該有価証券の募集又は募集の委託の条件

十　当該有価証券の引受人に支払う手数料、報酬その他の対価その他発行に関し会社が負担すべき費用の概算額

十一　当該有価証券の発行価額の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二　当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、券面額、発行数及び最近三事業年度末における価格

十三　役員その他の者（使用人を除く。）に対し届出前一年内において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四　当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五　発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六　現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額及びこれに対して与え又は与えた株式の種類及び数

十七　会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その価額及び譲渡人の氏名

十八　営業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

（十九　新設）

十九　前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項

②　前項の届出書は、発起人又は役員（外国会社については、商法第四百七十九条第二項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならない。

③　第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　株式申込証又は社債申込証

三　目論見書

四　届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表

五　最近三事業年度の損益計算書

六　第一項第十八号に掲げる契約書の写

（七　新設）

④　外国会社が提出せる届出書については、証券取引委員会規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第五条　前条第一項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合（当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。）においては、証券取引委員会規則で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　目的、商号及び資本又は出資に関する事項

二　本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所

三　事業

四　役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の発行する株式の種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額

五　発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の種類及び数

六　当該有価証券の引受人の氏名又は名称及び住所

七　自己又は他人（仮設人を含む。）の名義を以て資本金額（出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。）の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し、又は出資をしている株主又は出資者（以下主要株主という。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の種類及び数又は当該出資者の出資の額

八　当該有価証券の銘柄、券面額及び発行数株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利

九　当該有価証券の募集又は募集の委託の条件

十　当該有価証券の引受人に支払う手数料、報酬その他の対価その他発行に関し会社が負担すべき費用の概算額

十一　当該有価証券の発行価額の総額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二　当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、券面額、発行数及び最近三事業年度末における価格

十三　役員その他の者（使用人を除く。）に対し届出前一年内において支払つた報酬の総額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四　当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五　発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六　現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その価額及びこれに対して与え又は与えた株式の種類及び数

十七　会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その価額及び譲渡人の氏名

十八　営業の全部又はその主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九　前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項

②　前項の届出書は、発起人又は役員（外国会社については、商法第四百七十九条第二項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならない。

③　第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款

二　株式申込証又は社債申込証

三　目論見書

四　届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表

五　最近三事業年度の損益計算書

六　第一項第十八号に掲げる契約書の写

④　外国会社が提出せる届出書については、証券取引委員会規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。